

第3回日野町議会定例会会議録

平成30年6月25日(第4日)

開会 14時20分

閉会 16時36分

1. 出席議員(13名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	14番	杉浦和人
7番	齋藤光弘		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 對中芳喜(欠席)

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町長	藤澤直広	教育長	今宿綾子
総務政策主監	西河均	教育次長	望主昭久
総務課長	藤澤隆	企画振興課長	安田尚司
税務課長	増田昌一郎	住民課長	澤村栄治
福祉保健課長	池内潔	子ども支援課長	宇田達夫
長寿福祉課長	山田敏之	農林課長	寺嶋孝平
商工観光課長	福本修一	建設計画課長	高井晴一郎
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	日永伊久男
会計管理者	福本喜美代	住民課参事	柴田和英

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 山添昭男 議会事務局主任 菊地智子

5. 議事日程

日程第 1 議第 4 5 号 日野町副町長の選任について

[採 決]

〃 2 議第 4 6 号から議第 5 2 号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか 6 件）および請願第 1 6 号（主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願）について

[委員長報告・質疑・討論・採決]

〃 3 議第 5 2 号平成 3 0 年度日野町一般会計補正予算（第 1 号）に対する付帯決議について

〃 4 議員派遣について

〃 5 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 14時20分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、こんにちは。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

去る6月18日午前7時58分ごろ発生いたしました大阪府北部を震源とする地震では、多くの方が死傷または被災されました。衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は13名であります。なお、13番、對中芳喜君におかれましては、体調不良のため欠席届が提出されております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 議第45号、日野町副町長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、既に提案説明、質疑は済まされております。人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－投票の声あり－

議長（杉浦和人君） ただいま投票の発言がございました。

準備のため、ここで暫時休憩をいたします。

－休憩 14時21分－

－再開 14時22分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

採決の方法は無記名投票で行います。

直ちに議場を閉鎖いたします。

－議場閉鎖－

議長（杉浦和人君） ただいまの出席議員は13名であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、議長が立会人を指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、立会人に6番、中西佳子君、7番、齋藤光弘君の2名を指名いたしたいと思っております。

それでは、投票用紙を配付いたします。

－投票用紙配付－

議長（杉浦和人君） それでは、投票用紙の記載方法を申し上げます。

本案に対して賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載をお願いいたします。

また、賛否が表明されていない投票につきましては、賛否が明らかでないということでございますので、会議規則第80条の規定により、否とみなします。

投票用紙には「賛成」または「反対」と記載下さい。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

— 投票箱点検 —

議長（杉浦和人君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

— 投 票 —

議長（杉浦和人君） 投票漏れはございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） 投票を終了いたします。

開票を行います。6番、中西佳子君、7番、齋藤光弘君、開票の立ち合いをお願いいたします。

— 開 票 —

議長（杉浦和人君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。

賛成7票、反対5票。開票の結果、賛成多数であります。よって、議第45号、日野町副町長の選任については、原案どおり同意することに決しました。

議場閉鎖を解きます。

— 議場閉鎖解除 —

議長（杉浦和人君） 日程第2、議第46号から議第52号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか6件）および請願第16号（主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願）についてを一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、平成30年第3回6月定例会総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月18日午後1時55分より、第2委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は對中委員を除く委員7名と執行側から町長、総務政策主監、総務課長、税務課長、商工観光課長ほか関係職員の出席のもと、町長の挨拶を受け、

本委員会に付託のありました議第47号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車）ほか1件でありましたが、議案の説明については先の議員全員協議会にて説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第47号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、消防ポンプ車の装備について、ドライブレコーダーは標準装備と聞いているが、カーナビとバックモニターは標準装備として認められていないのか。答弁として、総務課長より、第1分団西大路と第3分団必佐の消防ポンプ車については、地元の寄附によってカーナビとバックモニターが装備されている。消防団幹部会で標準的な装備を決める際、ドライブレコーダーは標準装備にして、カーナビとバックモニターは標準装備にしないという話になりました。

委員より、もしこれをつけるとなれば、地元負担でということになるのか。総務課長より、そうなるということでありました。

委員より、ポンプ車は下取りで買い取ってもらえるのか、役場がオークションで売り出すとか何か考えられたらいかがか。また、ポンプ車15年ならまだ使えるので、企業に譲る話を聞いたことがあるが、企業に尋ねたことがあるのか。答弁として、総務課長より、下取りを含み落札をいただいた。業者から聞くところによると、下取り価格は表示できるような評価はないようである。また、企業からの引き合い状況も聞いたところ、現時点ではないとのことであった。以前は企業内の消防車両やポンプメーカーの製品テストなどに使われたこともあったようである。

委員より、以前購入された第3分団のポンプ車からすると、80万円ほど価格が上がっており、今後、下取り価格がよくなるように要望しておきたい。

副委員長より、今回からドライブレコーダーが標準装備となったが、現在、装備されていない消防車があるが、町でつけるのか、あるいは地元でつけるのか。答弁として、総務課長より、ドライブレコーダーを装備していない第1分団の日野と西大路は、次の更新時期を考えている。ただ、幹部会で議論されて价格的に抑えたものでよいのであれば、検討できると考えている。

副委員長より、車検のときに装着するなど考えてもらえるよう要望しておきたい。

ほかに質疑なく、次に、議第48号、日野町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、提案時にたばこ税の案件については説明を受けたが、今回の案件と直接関係ないが、町職員の中で喫煙者は何名か。休憩時間はどのようにしているのか。答弁として、総務課長より、喫煙者の数は把握していない。少し減ったようであるが、若い職員の喫煙者が増えたイメージがある。庁舎内は全面禁煙であるので、庁舎外で喫煙をしている。休憩時間は特に定めていない。

委員より、休憩時間に吸うのではなく、吸いたくなったら行くとの話であるが、大阪府では喫煙は地方公務員法の職務専念義務違反ではないかと問題になっているケースもある。職員が職場を離れるのは、どの程度まで認めているのか。総務課長より、喫煙による休憩は、トイレや水分補給と同じ扱いと考えている。

委員より、トイレは生理現象で仕方がないが、喫煙はたばこを吸う人に限られるので、そこは混同しないでほしいと思うが、大阪府では職員の職務専念義務違反の考えであり、日野町はトイレと同じ考えということになるのか。総務課長より、職務専念義務違反とは、業務に支障が生じるのが原則と考えられ、現在は業務に支障が生じたことは聞いていない。30分も1時間も席を離れるとは考えられず、健康面も含めて注意をしていきたい。

委員より、電話があった際に席を立っていれば、業務に支障がないとは言い切れない。今回、議会提案されている方も議会中でないときに時々目にしたことがあるので、そういったことがあったことを知っておいてほしい。総務課長より、トイレや喫煙など席を立つときは職場内で伝達するようにしたい。

委員より、付則第10条の中小企業の新規設備の減免の件は、町内の中小企業への周知はどのように考えているのか。税務課長より、3月の議会でも説明させていただいた固定資産税の特例納付分であるが、特段、中小企業へ周知することは考えていない。続いて、商工観光課長より、企業は補助金や資金借り入れの関係からも情報を入手いただいているのが実情である。商工会には、資金の相談があった際に紹介いただいているものと考えている。今後の周知方法については、商工会と協議をしていきたい。

委員より、軽自動車の納期が5月11日から5月1日に改正される経緯をお尋ねしたい。2つ目に、身体障がい者等への軽自動車税の減免はどれくらいの減免になるのか。3つ目、加熱式たばこが増えて条例にも追加されたが、加熱式たばこの割合はどうか。それと、今後の加熱式たばこの普及の見通しをお聞かせ願いたい。4点目、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこはどのようなものか。5点目、最後です。加熱式たばこの税額が段階的に移行されるが、町へどれくらいの影響を見込んでいるのか。

答弁として、税務課長より、まず軽自動車税の納期は、条例では納期の初めと終わりを規定している。軽自動車税は4月1日課税であるが、町外での廃車手続の情報がおくれて来ることから、当初、4月11日から4月30日までであったものを5月11日からにした。ただ、ほかの税目に整合を図り、5月1日から5月31日としました。

2番目は、身体障がい者等の減免は、従来、知的障がい者と精神障がい者の本人が運転する場合は認めていなかったものを、県条例に倣い、平成31年度から認める

ものであり、金額は全額免除になる。ただ、免許がある方がどれくらいおられるのかが分からないので、免除による影響額は施行してみないと分からない。

加熱式たばこが急速に拡大しているようである。昨年12月時点の情報から紹介させていただくと、業者は日本たばこ産業とTSネットワークの2社があり、現在の加熱式たばこはTSネットワークの扱いだけになる。2社の町内の販売店での取り扱いが半々であり、TSネットワークのうち27.4パーセントのシェアが加熱式たばこであるといった状況である。ただ、この間、急速に増えているので、今後増えそうである。

4つ目の、かみ用たばこは口でかむたばこであり、かぎ用たばこはにおいをかぐたばこである。

最後、段階的移行による税収への影響は、今年10月改正を含めて3回の改正と消費税率の改正がある。昨年からの税収が減ってきているが、1カ月当たり1,000万円の見込みであったが、最近、1,000万円を割り込んでいた。今回の改正でその部分が回復すると見込んでいる。

委員より、身体障がい者等の免除の周知はどのようにするのか。税務課長より、広報ひので軽自動車税の減免を周知しているので、それにあわせて行いたい。福祉保健課とも連携して、該当する方に情報が伝わるようにしたい。

以上、午後2時36分、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に移りました。全員起立により、本委員会に付託のありました議第47号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車）ほか1件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託のありました案件の審査は全て終了し、町長の挨拶をいただき、午後2時39分、委員会を閉会しました。

これで総務常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） 平成30年第3回定例会産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月19日午後1時55分より、第1、2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員1名は病気療養のため欠席となり、委員7名と議長、執行側より藤澤町長、西河総務政策主監をはじめ関係各課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受けました。

本定例会では、本委員会に付託案件がなく、3月定例会で継続審査となった請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願についての審査と、5項目について調査研究を行いました。

継続審査の請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を

つくることを求める請願について、紹介議員の説明を受け、次に、農林課より、滋賀県およびJ Aの取り組み状況について説明を受けました。

その後、質疑、意見交換に入りました。

委員より、滋賀県の要綱は、今までの種子法と変わらない内容のものか。農林課より、知事が同様の取り組みを継続すると表明しているの、今までと変わらないものと認識している。

委員より、今までと同じ仕事を滋賀県ですが、法的な拘束力がなくなったことにより、懸念されることはあるか。農林課より、県になぜ要綱なのか尋ねたところ、県民に何ら義務づけするものではないためとの説明であった。数県条例化されているが、ほとんどが要綱であると聞いている。

委員より、正式に県が要綱を制定したのは3月末なので、要綱ではなく、条例化してほしい。今回は請願を採択し、国へ意見書を出してほしい。

また、委員より、請願にある安全性は種苗法で規定されている。滋賀県で農業を行っている者は、今までとは変わらない。

委員より、どの府県も、滋賀県も対応されており、それが要綱か条例かにより違いが出てくるのか、動向を見守る必要がある。

委員より、安くて安全な種子の提供は、国の責任である。地方を守ってほしい。

ほかに意見なく、討論に入りました。討論なく、採決をいたしました。

請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願については、起立少数で不採択と決しました。

その他の意見として、滋賀県により強固なものにするために、要望に行くのも1つの方法だ。県がなぜ要綱にしたのか判断できる状況ではない。流れを見きわめる必要がある。拘束力がある条例化をお願いしたいなど意見がありました。滋賀県に意見書を提出するには、もう少し調査研究が必要との意見が多くありました。

次に、5項目についての調査研究報告をいたします。

各担当課より、①西大路定住宅地化調査状況について、②日野警部交番跡地について、③平和堂日野店跡地についてを一括して説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、日野警部交番跡地の防火水槽について説明を求める。総務課より、町道からの入口、接道部分にある防火水槽については、地元へ確認し、存続の希望はあるが敷地購入まではできないとのことで、警察本部に防火水槽の敷地は存続してほしいと要望し、現在、防火水槽が設置できる敷地を囲って、場所を確保いただいている。

議長より、西大路の定住宅地について、国道から町道への入り口に右折だまりが必要ではないか。公安との協議はされたのか。国道477から山本地先との農道整備で

は、その工事に約1,000万円の費用を要していると推定されることから、西大路のB1についても右折だまりを設けるため民地を購入することになり、予算的にはさらに1,000万円を上乗せすることとなる。まだまだいろいろな部分を詰める必要があるのではないかと。平和堂跡地については、町が目的等を工夫して、町長が努力すべき問題である。

建設計画課より、西大路地区定住宅地については、確かに細部まで詰められておりませんので、今後の対応としていきたい。

商工観光課より、平和堂跡地については、町なかに大きな空き地ができて、地域の方々も不安を抱えているものと理解している。地域の方々と議論を重ねながら、10年先、20年先を見たときに、何が必要なのかを見きわめていく必要があると考える。

委員より、前提となるのは、商店街の振興計画ではないか。総合計画が終盤に入っている中で、商店街の振興計画はいつつくろうとされているのか。また、西大路の宅地開発については、計画地は住民自治の古い仕組みが残っている地域であるが、計画地の地元自治会とは、どことして認識しているのか。窓口はどこか。

商工観光課より、商工会で組織いただいたまちづくり懇話会において、何が 필요한のか議論いただいたが、具体的なものは見出せなかったものである。

建設計画課より、全体計画としては、大字西大路で提案しているB1ゾーンについては、水落町であると認識している。窓口は大字西大路の総代さんです。

委員より、日野町の町なかに大きな空き地を放置しておいていいのかという観点から詰める必要がある。平和堂跡地の問題について、どこが責任を持って進めようとしているのか。西大路地区定住宅地について、土地開発公社とのかかわりは、いつ、どの段階から進めているのか。

商工観光課より、平和堂跡地に関して、商業まちづくり懇話会において10回にわたりご協議いただく中で、広場、トイレ、休憩施設などの公園的な利用、朝市などのスペース、イベント時に利用できる駐車場などの意見も平和堂へはお伝えしている。平和堂としても、町の意見も十分配慮いただく中で、検討いただいているものと考えている。所有者は平和堂であり、平和堂の中でご議論いただくことを願っている。

建設計画課より、土地開発公社との協議は、昨年11月20日から20回を超える協議を重ねており、平成30年4月18日に町から事業の依頼書を提出した。

委員より、平和堂跡地に関して、総合計画に書かれている商店街振興計画づくりは、平和堂日野店が閉店、解体されるより前の総合計画策定の際のことであり、警部交番も移転、解体されるより前の話であり、フレンドマートの松尾北の用地が用途指定されるより前の話である。その時点で振興計画をつくることを町は決められ

ている。今となって計画がないから進まないというのは本末転倒である。

議長より、平和堂跡地について、議会も町へ要望を上げているが、議会が意見書決議をして平和堂に対してまちづくり要望を上げることは可能なのか。町長より、平和堂跡地の利用について議会で決議された中には、あの土地を有償もしくは無償で町がされたらどうかというところは、有償と無償とは雲泥の差があり、行政としては、目的が明確でない土地を取得することは、慎重に対応すべきだと考えている。他の平和堂跡地も、マンション建設や住居用活用利用されているようであり、住居系のものを民間開発の力で行っていただくのが一番よいと考えている。イベントの際などのトイレの設置等は、多方面から聞いており、町全体的に考えて、もう少し議論する必要があるとの答弁がありました。

次に、鳥居平工業団地の状況について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、工場の建設に際して、地盤が弱いことが支障になるのか、あるいは費用がかさむことになるのか。また、近隣に養鶏場があり、臭害が強いところであり、仮に食品系の企業が来た場合、問題はないのか。

建設計画課より、最終的に開発は県の許可であり、特に問題もなく許可が下りて工事が進んでいる。工場の建設において、地盤についてはボーリング調査など独自に調査をされ、施工されると考えられ、問題はなかったものと認識している。

商工観光課より、臭害については、開発業者から伺っているものはない。開発の段階で条件を付されておらず、問題なかったと認識している。

委員より、養鶏場から出る臭害調査については、農林課からの調査に関していろいろと問題があり長期間を要したが、経緯について確認されているのか。総務課長より、この臭害については、3つの問題があったものです。それらを全て改善された後に、業者と地元とで協定を結ばれた。ただし、においについては必ず出るものであり、その基準はクリアされているが、人が感じる部分なので、その測定は難しいとの答弁がありました。

次に、町道西大路鎌掛線の進捗状況について説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

議長より、補助事業で改良工事を実施しているところはどこか。また、そのほかにも補助対象の工事があるのか。建設計画課より、鳥居平石原線については、舗装関係の国庫補助が受けられるか調査をしている。可能であれば実施するが、上水道関係の事業が展開しており、調整する予定です。また、町道奥之池線は、バイパスの計画を持っており、現在、約400メートル区間での事業予定をしており、今年度は用地費について当町の予算化を承認いただいた。ただし、町道西明寺は、西明寺安部居線の改良工事と接続部分があり、県道の用地買収等との調整を図りながら随時実施していきたい。さらに、繰り越しの事業で実施予定の大窪内池線の側溝改良工

事についても、近々に発注予定であります。橋梁の修繕工事等も、雨季が越えた時点で河川管理者の許可を得た中で順次実施していきたいとの答弁がございました。

ほかに意見なく、調査研究を終了いたしました。

そのほかに意見なく、午後4時23分に委員会を閉会いたしました。

以上で産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、平成30年日野町議会第3回6月定例会の厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

委員会は、去る6月19日火曜日午前9時より、第1、2委員会室で開会いたしました。出席者は、議会より杉浦議長をはじめ委員全員であります。執行側より藤澤町長、西河総務政策主監、澤村住民課長、宇田子ども支援課長、山田長寿福祉課長、池内福祉保健課長、ほか関係課の参事、補佐、主任であります。町長、議長より挨拶を受け、今回、本委員会に付託されました案件は、議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更について、ほか3件であります。各議案の説明については、全員協議会において説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更についてであります。

委員より、今回の施設改修に係る費用と各構成市町の負担はどれくらいか。答弁として、総事業費は、16億120万3,000円で、日野町の負担割合は0.146028となっており、2億3,398万7,000円であります。この負担割合の按分には、愛東・湖東地域分も含まれております。

議第46号の質疑は終了し、続いて議第49号、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。質疑なく、続いて議第50号、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

委員より、指導員の資格に関する改正と理解するが、町では学童を利用する子どもが増えてきており、指導員を増やすことが必要なので改正なのか。答弁として、町内全体では指導員19名いるが、毎年4名から5名資格取得してもらっている。若い人が多く、産休などに入る人もあるので、充足はしていない。保育所入所児童が増えることに比例して、学童利用児童も増加してきている。ただ、ぎりぎりの状態ではない。

委員より、資格の拡大によって何名取得できるのか。また、新旧対照表を見ると「者」「もの」の使い分けの改正も含まれているが、基準はどうなっているのか。答弁として、資格は現在、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、小学校教諭、高卒で2年以上学童指導経験者となっているが、今回の改正で学童指導経験5年以上で市町村長が認める者となり、中卒者も取得可能となる。1回目に使用した「者」をさら

に限定する場合の2回目は「もの」とするという法令ルールに従った改正としている。

委員より、南比都佐学区の学童は旧公民館施設を活用しているが、面積要件はどうなっているのか。また、学童は何人入所しているのか。答弁として、日野学区のヒノキオは人数が多く面積がぎりぎりとなっているが、南比都佐は面積には余裕があり、学童「ぴっこ」は25名が利用している。

委員より、桜谷学区の学童「さくらんぼ」は以前人数が少なかった。調理スペースも手狭と聞いていたが、今はどうなのか。答弁として、長期休暇中など、みんなで利用しようとする手狭であるが、改修は現時点では難しい。指導員とも話をし改善していきたい。

議第50号の質疑は終了し、続いて、議第51号、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑なく、以上で全ての案件の質疑は終了し、各案一括で討論に入り、討論なく、一括採決に入り、全員起立であります。よって、議第46号、八日市布引ライフ組合規約の変更について、ほか3議案については、原案どおり可決決定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て審議が終了し、町長の挨拶を受け、9時25分に終了しました。

ここで暫時休憩をとりました。

9時30分に再開し、八日市布引ライフ組合の布引斎苑の建築工事について、平面図資料により説明を受けました。

また、今回の調査研究テーマであります日野町国民健康保険特定健診の実施についての説明を、福祉保健課の担当から受けました。

特定健診・特定保健指導とは、特定健診の日野町の現況および対策と取り組みについて説明があり、意見交換を行いました。受診率の向上に向けての対策や結果説明会、個別面談、あるいは電話、文書などを活用しながら推進をしていくとされています。また、いろんなイベント等も活用しながら徹底していくとされていました。

以上で調査研究を終了し、10時15分、厚生常任委員会を閉会しました。

平成30年日野町議会第3回定例会、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、平成30年第3回（6月）定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は平成30年6月18日午前8時56分から、出席は議会側が議長ほか12人、執行側は町長ほか関係職員10人で行いました。町長、議長から挨拶をいただいた後、議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、既に全員協議会で執行側からの説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、委員からは、西大路地区定住宅地整備事業について、町民への説明責任があるので、日野町全体の定住・移住のビジョンというものはあるのかという質問があり、これに対して建設計画課からは、住居系の市街化区域として位置づけられているものは西大路地区である。地元の了解も得られるところを選定したというご答弁がございましたが、委員からの質問の意図は日野町全体が西大路地区の整備を応援できるビジョンはないのかという質問であったので再度お尋ねしたところ、町長からは、基本ベースは総合戦略であって、中心市街地外の選択肢を広げて、地域以外や町外からも参入を期待するものであるというご答弁でした。

そして、副委員長からは、集落近隣の新興住宅への転入の場合は、郷土愛まで結びつかない。次の世代が定住することが薄くなると思うので、定住を目指すのであれば、どのようなビジョンを持っているのかというご質問があり、これに対して、町長からは、西大路の計画地域では、中心部と異なるロケーションでの定住につながればよい、若者の意見を聞きながら、日野町内で住み続けられるように今回の提案をしているという答弁でありました。

また、委員からは、本件は総合戦略の計画にはないのではないかという質問があり、これに対して企画振興課からは、総合戦略に位置づけられているので、地方創生の交付金で採択された事業である。総合戦略の基本目標2の基本的方向の中で、移住・定住につながる土地の利活用に基づいていると。さらに、具体策として西大路の計画については、平成28年3月議会で調査事業で承認をいただいて、それに基づいて進めてきたというご答弁がございました。

また、委員からは、平成28年12月の平和堂の跡地についての決議に対する説明がされていないが、この点はどうかという再度の質問がありまして、町長からは、商工会、商店街、観光協会等と議論をしてきたが、具体的な検討には至らなかった、引き続き議論をしたいというご答弁でありました。

また、別の委員から、日常生活の利便性を優先して住宅を選択すると思うのであるがどうかという質問があり、建設計画課からは、決定については地域に委ねたというご答弁であって、ここまで報告しましたように、ここまでのやりとりについては、若干質問と答弁がかみ合わないやりとりが続いたということでございます。

さらに、委員からは、図面上ですが、縦長の公園になっているが変更はあるのかということについて、建設計画課からは、現在の計画は調査によるプランであって、今後地元とも検討していくという答弁。

さらに、私からですが、若者の価値観と、それから地域行事が両立するモデルをつくれませんか。そうすれば、他地域も西大路を応援していけるような材料の1つになるので、予算委員会でのプレゼンテーションを依頼したがどうであったかということをお尋ねしましたが、建設計画課からは、整理ができていないというご答弁で

ありました。

また、別の委員から、有効活用率の高さが優良なゾーンになる。西大路小学校に近い部分がいちばん率が高い。町財政を考えると、効率がよい部分を選ぶべきではいかという質問がございました。これに対して町長は、地元の理解が得られなければ進められない。計画地は町道計画部分があるために有効活用率が低くなっているが、必要な部分であるので理解を願いたいというお答えでした。

また、その委員からは、町が主体の事業なのに地元に残しているのはおかしいのではないかというご質問があって、町長からは、地元の合意がなければできないものである。協力してもらえるところを選定していこうという方針で臨んだというお答えをいただきました。

また、その委員からは、ゾーン別の効率化の説明はされたのかということに対して、建設計画課では、それぞれ説明をしている。その上で地元は選択されたものと認識しているというお答えでした。

さらに、その委員からは、地元は理解して効率の悪いBゾーンを選んだということではいかという確認があり、建設計画課はそのように認識しているという答弁がありました。

そして、議長からは1点目に、石原八日市線北部に工業専用地域があったが、開発が不可能なので外したという経緯があって、今回の西大路の話との整合性がとれないのではないかという話。2点目に、町長は鑑定がなく一旦300万円での用地買収の協力を得られたと発言されたが、ほかのゾーンも300万円で協力が得られたのかという質問。3点目には、新設の町道がクランクなのはなぜか。仮に1億7,600万円で5,600平米とすると、7,500万円程度の販売価格になる。その差額が事業費になるということで、計算方法はそれでいいのかという確認があり、建設計画課から、まず1点目につきましては、平成23年の見直しで工業地域の逆線になったという話。それから2点目に、平米あたり3,000円は各ゾーン共通で地元委員会に提案し、理解いただいたと認識しているということ。3点目、クランクについては、調査での計画なので、今後、協議していくということ。そして、土地販売価格は1億800万円程度になるのではないかというご答弁でありました。

これに対して議長からは、そこからの計算でいくと、残り4,000万円程度が道路の経費になるが、4,000万円を超える町道改良はあり得るのかという質問があり、建設計画課は、今は金額的なことは分からないが、超えることはあり得ると思うと。

さらに議長は、町道も含めて債務負担行為になぜ当てられないのかという質問があって、建設計画課は、公社に依頼するので、公社が全て行うということでの債務保証であるというご答弁でありました。

さらに議長からは、30年度予算はいくらかという確認があり、建設計画課は、あ

くまでも概算で、業務費用が1,400万円、測量費400万円になると。

そして、議長からは、公社との整理の必要な部分がある中で、見込みで議会に提案した理由は何か。町長任期は32年7月であるが、債務負担行為は35年までであって、明確にされて議会に提出するべきではなかったのかというお尋ねがあって、建設計画課では、公社としてはまず保障が欲しいということであって、議会の承認後に細部を決めたいということでありました。

そして、議長から、道路面積を議事録に残してほしいという要請がありまして、建設計画課では、現段階での計画で、町道整備道路については、延長207メートル、幅員6メートルで1,240平米、道路整備に3,000万円その他の整備に3,000から3,500万円という想定をしているということでありました。

そこで、議長としては、1億7,600万円は公開されているので、差額の6,800万円が持ち出しということでのよいのかというお尋ねで、建設計画課はそのように認識しているというお答えでありました。

そして、もう1つの補正予算の内容であります畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金に関しまして、委員から、畜産酪農の補助金について限度額があるのかというお尋ねがあり、農林課からは、補助率は2分の1以内、そして酪農牛舎は平米当たり4万5,000円の上限があるという答弁でありました。

さらに委員からは、面積の上限はないのかというお尋ねで、農林課長からは面積の上限はないというご答弁でありました。

また、別の委員から、この畜産酪農の補助金につきまして、計画地先の村井地区には説明されたのかという質問があり、農林課は6月6日に説明会を行ったという答弁でありました。

ここで一旦質疑が終了したということで、討論に入らせていただき、まず委員から、高額かつ地元要望の事業であるし、議員としても説明ができるようにしなければならない。しかし、現時点で材料がそろっていない。まず1点目には、全体プラン、ビジョンが不十分である、そして2点目には、他地区に説明するということの 일환で、平和堂日野店閉店後跡地対策を求める決議の対応がなされていない。そして3点目、県土地開発公社とのやりとりで協議が必要といった以上の理由によって継続審査を希望する旨の討論がございました。

それに対しまして、別の委員からは、地元住民の少子高齢化対策の希望であって、市街化区域での整備は町にとっても重要なことであり、予算をつけるべきという原案に賛成する討論がございました。

さらに別の委員からは、実施設計でも1年必要であって早くしてほしいという要望がございました。

そこで、それぞれの意見に対して採決をしたところ、継続審査に賛成の委員の起

立は6名、そして原案に賛成するという委員の起立は5名でございました。そこで、継続審査に賛成が多数で、継続審査という結果となりました。

ただし、人口減少対策は日野町全体で取り組む課題であって、西大路地先で宅地開発の可能性があるなら全否定するものではないし、大方の意見では賛同できるという意見であったと思われる。しかし、町全域での理解を得るには、プランや公社との契約がまだまだ整理する部分があるとの意見があって、その辺が継続審査となった理由である。ということで、この時点で時計をとめる必要がないので、委員長からの、私からの提案として、会期中の25日に再度予算特別委員会を開催するというので、そこまでの継続審査としてはどうという提案をさせていただき、委員からの異議もなく、会期中の25日に再度予算特別委員会を開催することを議会運営委員長に申し入れることになりました。

そして、この日は町長から挨拶をいただき、一旦10時40分に18日の委員会を閉会いたしました。

そして、本日、6月25日でございますが、8時58分から改めて予算特別委員会を開催させていただきました。

まず、冒頭の町長の挨拶の中で、前回から以降の新たな説明ということで、1点目にはなぜ西大路地先なのかという点、2点目には平和堂日野店跡地ほか警部交番跡地に対する考え方、3点目には県土地開発公社との協議概要、4点目には公社への債務保証と本予算案における債務負担行為との関係についてご説明がございました。

そして、次に私から、前回、6月18日開催の予算特別委員会の経緯をおさらいさせていただき、その上で執行部の説明を求めました。

そこで、企画振興課からは、総合戦略で定住・移住促進の方針を示している。それで交付金での可能性調査ができた。都市計画法に基づく土地有効利用をそれぞれの用途に合わせて検討しているところであって、U・Iターンを促進し、住む場所の選択肢を増やす、コミュニティの形成も図りたいという説明でありました。

また、総務課からは、債務の年度別概要の説明があり、さらに町の費用で負担する場合の考え方という説明がございました。

そして、建設計画課からは、公社への依頼事項と公社が提出されている概算費用の説明があり、詳細は今後地元と議会に説明していくという説明がございました。

その後、質疑に入りましたが、この中で、公社が提出した試算に消費税は含まれるのかとか、試算はメモに過ぎないのではないかという意見、あるいは、そもそも町施工で事業をする選択肢はなかったのか等々の質問がございましたが、詳細につきましては、18日の議論の延長でありますから、省かせていただきたいと思います。

そこで、質疑が尽きたようなところで、委員の皆さんに論点整理をしていただく

ために一旦暫時休憩をとり、再開後、委員から付帯決議をつけてはどうかという旨の動議を出したいという提案があり、委員会に諮り動議を受けることにし、提案書の準備をしていただくために、再度休憩をいたしました。

再開後、発議をした委員から提案内容の説明があつて、付帯決議案に対する質疑応答があつた後、討論に入りました。

まず、付帯決議案に反対する立場で、委員からは、1点目に実際の費用はそれほど多くない、2点目にビジョンは総合計画、総合戦略で既にできている、3点目に平和堂跡地の件は本件と直接は関係ない、4点目には公社との契約で議会がそこまで介入するべきではないということから、そういう理由から付帯決議は必要ないという反対討論がございました。

一方、賛成する立場では、1点目に全体ビジョンの中で考えるのは当然のことである、2点目には持ち出しは必ず出てくるので、それが一般財源であることの説明は必要である、3点目に平和堂跡地活用も本事業と同じ地元要望である、4点目に公社と契約してからの説明では意味がないとの理由で賛成するという討論がございました。

反対討論がありましたことから、委員会でこのまま採決をしても賛否が割れるというふうに予想ができましたので、本会議で改めて発議していただくように発議者にお願ひし、了承を得ましたので、委員会では付帯決議案を採決しないということと皆さんにお諮りし、同意をいただきました。

その後、付帯決議案を除く町長から提案のあつた議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）の原案に対する討論、採決に入り、討論はなく、採決では全員起立で原案を可決いたしました。

以上で委員会に付託された案件の審議が終了したということで、町長から挨拶をいただいて、11時14分に閉会いたしました。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

人口減少対策特別委員長 7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、平成30年第3回6月定例会の人口減少対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る6月20日午前8時55分より、委員会室において人口減少対策特別委員7名全員と議長、執行側より町長、教育長をはじめ、総務政策主監、関係課長、参事、担当職員の出席のもと開催いたしました。

町長、議長の挨拶の後、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の平成30年度取り組み状況資料に基づき、基本目標（1）のまちのたからで雇用をつくるについての10項目を目標ごとに担当課の企画振興課、商工観光課、農林課ならびに生涯学習課

より、K P I 実績取り組み状況、効果、課題等、今後の取り組みについて説明を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、施策2の農家民泊の地域内経済循環の推進について、施策4の民泊での丁稚ようかん、日野菜の販売、地域おこし協力隊についての質問があり、商工観光課長より、民泊は地域の自信と誇りの回復という意味で取り組んでいる。どちらに重点を置くかといえば、地域づくりのためと考えている。受け入れ家庭には、研修等において、町内での食材購入をお願いしている。町内で布団が借りられる店は2軒ある。民泊のお土産品は、学校3校から要望があったので、ブルーメの丘のほか、観光協会で丁稚ようかん等、日野町の特産品を用意していただいて販売した。旅行業者へは引き続き交渉していきたい。

地域おこし協力隊については、基本的な活動と自主的な活動がある。町からの依頼もあるが、いろんな団体からの要請に基づいて自主的な活動の中で取り組んでいただいているとの答弁でありました。

委員より、基本目標に掲げている創業件数が1件ということはない。何か定義づけをしてははっきりしたほうがいいのではないかと。施策2の住宅リフォーム助成による経済波及効果が大きいが、3億2,000万円は何を積み上げた数字なのか。施策4で観光交流拠点施設でのチャレンジショップは予定しているのかとの質問があり、商工観光課長より、創業件数の情報をつかむのは難しい中で1件挙げているのは、創業支援の研修を受けて創業された方である。創業件数の定義について研究したい。住宅リフォームは商業協同組合の商品券で助成している。経済波及効果は経済産業省の経済連関表から算出している。チャレンジショップの厨房は2カ所あるので、それを使って創業に向けて取り組みたい方を支援し、創業につなげていくため、商工会とも連携しながら支援していく必要があるとの答弁でありました。

副委員長より、施策2の民泊受け入れの家庭の数はどうか。商工観光課長より、130軒弱の家庭を維持している。受け入れ人数が多いときは東近江市、甲賀市とも連携して対応しているとの答弁でありました。

委員より、施策2の住宅リフォームの助成金対象について。商工観光課長より、新築、改築は対象にならない。水まわり、台所の床の張りかえ、模様替え、2階のリフォームなどがある。下水道の工事とあわせてお願いをしている。リフォームと呼ばれるものは活用できるように考えているとの答弁でありました。

委員より、施策2の住宅リフォーム商品券の回収率はどうか。今後の取り組みの中でニーズに応えた要件等に見直しを行うとあるがどうか。施策4の氏郷まつり楽市楽座はマンネリしているように思うが、違った形に考えられているのか。商工観光課長より、商品券の回収はリフォームだけではないが、おおむね8割から9割と思う。メニューについては、外構関係ではさじき窓で、日野町の特徴的な景観であ

り、助成の対象としている。建築組合からのニーズ等を伺いながら検討していく。氏郷まつりは、毎年メニューを継続していることが地域の商業のやる気につながっていくと考えており、実行委員の中で議論してよりよいものにしていきたいとの答弁でありました。

また、委員より、氏郷まつりの花火について。商工観光課長より、太陽光発電については、花火を上げる1日のために要請できるものかと思う。花火は昨年から小さくなっているが、限られた中でできることをやっていきたいとの答弁でありました。

委員より、施策7の日野菜のG I マーク取得、看板設置について。施策8の獣肉の利活用を促進で、獣害対策として集落捕獲した獣の解体処理で補助はあるか。獣美恵堂への急速冷凍の補助の要望についての質問に対して、農林課参事より、G I マークの認証の進捗状況については、申請書をJ Aと町、支援していただいている業者と作成し、国へ提出する直前まで至ったが、G I のサポートデスクから修正の指摘があり、再度、調整をしている状況にある。看板については、収穫量の減少、日野菜の生産者と作付面積が減っていることから、まずはこちらの方に力を入れたいと考えている。集落捕獲での獣害の解体の補助制度は、各集落・農業組合長へ通知して手を挙げてもらうようにしている。今年は予算残が見込めたので7月に再募集する。解体資材には2分の1補助をしている。獣美恵堂への機材の補助は、国の補助があるが、汎用性のあるものはいけないと言われているとの答弁でありました。

委員より、施策6の地元野菜生産の担い手育成の北山和紅茶についての質問に対して、農林課長より、北山和紅茶は県の補助金交付を受けティーパックを商品化され、当初は報道され売り上げが伸び、その後は落ち着いたが、着実に売れているようである。和紅茶は町内のカフェで使われているとの答弁でありました。

議長より、北山茶の振興の計画申請をしたのだから、それに係る実績がしっかりと出せるように、公民館等生涯学習課だけでなく、担当課としっかり連携して目的を掲げ、取り組みを進めることが大事。次回にも取り組みの成果と検証を整理して出すようにとの質問、意見がありました。

副委員長より、施策6、7のハウス栽培が増えていることで、学校給食の地産地消への効果について。農林課長より、ハウス栽培については、学校給食への多品目化が図られているものと考えている。昨年度は台風が襲来したため全国的に野菜不足があり、日野菜の収穫量も減った。これから作付が始まるが、作付面積の拡大、生産者を増やすように努めていきたいとの答弁でありました。

ほかに意見なく、次の基本目標(2)出合いと発見で人の流れを作るについての11項目を項目ごとに担当課の企画振興課、商工観光課、生涯学習課より、K P I 実績、取り組み状況、効果、課題と今後の取り組みについての説明を受け、引き続き

意見交換に入りました。

委員より、施策8の空き家を活用した定住促進について、当町で宿泊生活体験できる施設を整備し、週末だけの週末民泊システムをつくってはどうかとの意見があり、企画振興課長より、そうした施設になりそうな適当な物件はなく、かなり手をかけないといけない物件が多い。現在は、新しい空き地の制度の対応で厳しい状況であるので、施設についてはもう少し情報収集に努めたいとの答弁でありました。

ほかに意見なく、基本目標3、4については9月の特別委員会で協議することとし、次の協議事項の自由討論ということで、提出から1年余りが過ぎた定住・移住の促進に係る提言についてを協議事項とし、委員の質疑、意見交換に入りました。

委員より、これを進めるための役場の体制をつくるという意味では、学校現場での魅力や価値を知ってもらうという第一歩に取り組んでいると聞いているが、具体的な内容を聞きたいとの質問があり、生涯学習課長より、町史のダイジェスト版である『ふるさと日野の歴史』を刊行し、6年生に毎年配布している。あわせて各地区の歴史を中心とした本の紹介と日野の歴史文化のすばらしさを誇りに思ってもらおう出前授業を行っている。昨年からは、各小学校に1クラス分ずつ配備している復興日野椀について、歴史・文化を事前学習し、調理して本物の器でみそ汁を飲むという社会科、家庭科を合わせた形で授業を行っている。ふるさと絆事業では、地域コーディネーターの仲介で地元の方を講師に招いて、各小学校でさまざまな取り組みが進められ、大人と子ども双方が町の宝を自覚する教育が進んでいるとの答弁でありました。

ほかに意見なく、次のそのほかの中で、委員より、崩れかかった家などが通学路にあるとして、通学時間帯に地震が起きて壊れた場合について、町としては対策を考えているのかとの意見があり、企画振興課長より、危険空き家は建設計画課で対応している。特に特定空き家については、非常に懸念されるので、対応はしっかりと協議していきたい。

また、副委員長より、通学路全体での調査はどうかとの質問があり、教育長より、通学路全体については、甲賀市の側溝の事故を受けて確認したところであるが、堀についても確認していこうと話しているところであるとの答弁でありました。

ほかに質疑、意見なく、委員会を終了し、町長より閉会挨拶をいただいた後、午前11時49分に閉会をいたしました。

以上で人口減少対策特別委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、地域経済対策特別委員長職務代理副委員長 1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、まず地域経済対策特別委員会の閉会中審査について報告を行います。

對中委員長におかれましては、欠席届が副委員長宛てにあり、私、副委員長が委員長の職務代理を行いました。

去る4月20日13時30分より、委員のほか議長、担当課同席のもと、地域経済に関係する各課題の現地視察を実施いたしました。視察先は、鳥居平工業団地、寺尻工業団地、旧平和堂日野店跡地、旧日野警部交番跡地、西大路定住宅地化、町道西大路鎌掛線の6件であります。16時30分ごろに全ての視察が終了し、解散となりました。

その後、5月14日午前9時より委員のみの出席で委員会を行い、現地視察に対する見解をまとめました。委員それぞれから意見を発表いただき、それをまとめたものを地域経済対策に係る町政課題に対する見解として、5月24日に議長に提出をさせていただきます。

以上が閉会中審査の報告であります。

続きまして、今定例会における地域経済対策特別委員会の報告を行います。

6月20日午後2時より、第1、第2委員会室にて行いました。

對中委員長におかれましては、欠席届が副委員長宛てにありましたので、私、副委員長が委員長の職務代理を行っております。

出席議員は、1名欠席となり委員5名、議長、執行部側より町長、総務政策主監、ほか担当課の出席のもと、13時57分より開会。町長、議長のご挨拶を経て、4つの協議事項へと移りました。

まず1つ目の企業誘致および工場用地開発の現状について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

委員より、鳥居平団地B用地の決定企業名は何か。担当課より、立地企業は決定しているが、開発完了検査後に所有権移転登記等の手続をされるものであり、企業名は申し上げられない。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

2つ目、幹線道路関係の現状について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

議長より、町道奥之池線との用地交渉に町長をはじめ町の幹部の方は動いておられるのか。担当課より、奥之池線の用地交渉は十数年かかっており、地権者となかなかお出合いができていない状態が続いており、難航している。

町長より、用地交渉はナイーブな問題であるので、自分が出向いてすぐどうなるというものではないので、状況を見て進めていくのが本筋だと思っている。

また、委員より、主要地方道土山蒲生近江八幡線および町道西大路鎌掛線の進捗状況はどうなっているのか。担当課より、土山蒲生近江八幡線は、今年度、鎌掛側から現地測量に入る予定である。西大路鎌掛線は約200メートルの延長で、前回視察いただいた場所より山手側へ土工・水路工事等の発注を予定している。

また、委員より、国道307号線ダイフク入り口の国道、町道のT字路交差点は、夕方大変混雑し、何とかならないのかというダイフク総務部長から要望をいただいている。町道から国道に出る交差点の右折だまりや信号機を検討できないものか。担当課より、毎年ご要望をいただいている。県に対して国道の改良を要望しているが、実施に至っていない。

委員より、ダイフクは従業員が3,000人に増えており、業績好調で町にも貢献されている。このまま放置できず、何らかの手を打っていただきたい。

議長より、信号は公共でなくとも農業共済では5基の信号機を寄附された事例がある。ダイフクから3億の寄附をもらった経緯があり、企業寄附を信号機の設置や道路改良工事に生かすなどを検討すべきではないか。寄附されたときの要項の内容は承知しているのか。担当課より、ダイフクからの寄附は、申出書の中に、日野町の公共施設整備のためにという文言があり、一般寄附という形でいただいている。

委員より、ダイフク交差点の町道の拡幅は難しいのか。議長より、例えば安部居の点滅信号へつながる道を別に計画して提案していくことも考えられないのか。担当課より、それらご意見を踏まえて調査研究をさせていただきたい。

また、副委員長より、名神名阪連絡道に対する町のスタンスはどうか。担当課より、名神名阪連絡道は高規格道路であり、滋賀県と三重県の関係市町が連携して期成同盟会で進められている。町内では一定の整備計画区域内に存在しているということで、藤澤町長が副会長という立場でかわらせていただいている。

町長より、名神名阪連絡道はびわこ空港関連の道路計画であり、現在においては高規格道路はできないものとの共通認識をしている。そのため、地元経済の振興を優先する必佐バイパスや土山蒲生近江八幡線を精力的に整備していこうということで取り組んでいる。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

3つ目の定住地化整備計画の取組みについて、担当課の説明の後、質疑に入りました。

副委員長より、平成30年度の事業内容と事業費を教えてください。担当課より、測量、登記、埋蔵文化財調査委託などで810万円程度を想定している。

また、委員より、この定住団地は地区や旧村意識を越えて助け合える仕組みをつくる絶好のチャンスだと思うが、どう考えているか。担当課より、地元も整備後のことでいろいろとお考えを持っておられる。地元と一緒に考えてモデルとなるものをつくり、前に進めようとしているが、難しい問題でもあると思っている。

また、委員より、1億7,000万円の債務負担となっており、土地買収費反当り300万円をやっぺいこうと決定されたが、7,000万円の負担をすることまで地元へ提示した上で説明をされているのか。担当課より試算をした上で、事業として成り立つよ

うに平米当たり3,000円をお願いした。負担額の細部まで説明をしたわけではなく、了解をいただければ町が責任を持って整備をさせていただくという説明をしてきた。

委員より、全体を1つの事業として考えれば、7,000万円ぐらいの持ち出しになるということでよいのか。町長より、区画販売がうまくいけば1億1,000万円程度となり、宅地開発に伴うものは6,000万円から7,000万円くらいとなる。

議長より、右折だまりなど公安委員会と詰めていくと、1,000万円かかる。覚書もないのは無責任であり、ルールだから認めてほしいというのは少し違うのではないか。25区画全部売れなかったらこちらで補償しなければならないと口頭では聞いているが、何も証拠がない。担当課より、公社に町の事業を委託することになるので、ルールのもとにまずもってそれを認めていただいた上で、それが出てから、公社と次の交渉に移れる。売れ残りがないように整備の手法等について公社と詰めていかないといけない。

議長より、もし1億7,000万円の限度額を超えた場合は、町が責任を持つということをして議会で説明をし、超えた金額は町長自らの責任で私財を投げ打ってでも進めるというのであれば議会も理解をするが、まだこれから詳細を詰めて限度額が増えることがあるのに、信用してもらいたいと言ってもできない。県と相談の上で精査したものを出した上で議論をすればいい。それからでも遅くないのではないか。担当課より、基本的にはこれが上限だと思っており、その決意で臨んでいる。あくまでも図面の数量での概算であり、上限を超えることなく整備をすることであるが、内訳が変わることはあり得る。

議長より、公社とのやりとり文書があるはず。それを提示できないのか。担当課より、復命書があり、内容についてはそこに記録は残っている。

町長より、閉会日に予算特別委員会があり、議論をしていただけるので、今日のご意見を踏まえ、整理して臨みたい。

また、委員より、この区域の町道は通り抜け禁止の要望が出てもおかしくない道路だと思うがどうか。担当課より、通り抜け禁止の要望が出ることを想定していないが、町道であれば規制をするのは難しいと考える。

また、委員より、工事請負契約は仮契約が議決により本契約になるものである。今回でもそのような扱いができると思うがどうか。担当課より、公社にも確認しているが、あくまでも町が保証するというあかしによって公社が判断するという事になっている。

以上、ほかに質疑なく、次の議題へと移りました。

4つ目の旧日野警部交番跡地、旧平和堂跡地構想について、担当課の説明の後、質疑に入りました。

委員より、法務局跡地を買ってまつり会館をつくるという話はどうなったのか。

また、その土地は現在どのようになっているのか。担当課より、15年くらい前と記憶しているが、地元等からの要望もあり、とにかく跡地を確保する必要があったのだと思う。しかし、何らかの計画を描かないと、国は町であっても優先的に譲渡することはできないということから、日野祭の紹介を中心とした施設の計画をつくった記憶がある。現在は、町が村井と大窪の越川町の方の駐車場用地として有償で貸し付けをしている。

また、議長より、平和堂跡地について、平和堂とすれば、固定資産税もかかるので早く処分したいと考えているのではないか。無償で何年か貸してもらって、町のプランを立てたらどうか。固定資産税分だけでも平和堂の負担減になる。町長より、都市計画の用途に沿って民間の力で開発ができればいいと思っている。平和堂も地元のことは気にしている。平和堂と積極的に話をしていきたい。

また、副委員長より、まちなか振興計画の策定に向けた提案書を当局に渡した経緯はあるのか。委員より、まちなか振興計画を策定するときの参考にしてもらい、懇話会を進められるときのたたき台になるように策定したもので、商工観光課には渡している。担当課より、関係各位のご尽力で提案書を頂戴した。商工会においても、商業のまちづくりをどのように進めていくのかについて真剣にご議論いただきてきたが、計画策定には至らなかった。

また、委員より、商工会での計画づくりは、商工会の守備範囲を越えている面もあり、荷が重く、計画づくりは困難との話も伺っている。町は商工会に、商工会は町に返すということで、宙に浮いた状態であるのではないか。担当課より、商工会が主体的に取り組むというスタンスであった。日野町のまちづくりのために何が必要か真剣にご議論をいただいていたが、計画づくりには至らなかったということである。町も商工会も課題意識は持っており、時間がかかっても議論はしていかなければならないものと考えている。

また、委員より、まちづくり懇話会は今どうなっているのか。また、それは平和堂の跡地を活用するという目的がある話だったのか。担当課より、平和堂跡地を想定されて要望いただいたもので、10回にわたり議論をいただいていた。昨年6月には議論のまとめとして、町の活性化の用途に使ってほしいという要望をいただいている。懇話会の議論の中で、町なかの集客の拠点として、広場や休憩施設、トイレ、朝市など簡易販売ができる場所、イベント時の駐車場という意見が出されたことも付されている。

以上、ほかに質疑なく、全ての議題に対する質疑を終了いたしました。

その後、町長のご挨拶を経て、15時58分に閉会をいたしました。

以上で地域経済対策特別委員会委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、議会広報特別委員長 2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） まず、議会広報特別委員会の委員長報告を行います前に、先日、6月15日に当議会として初めて発行させていただきました議会広報紙、議会だよりの発行に当たりまして、ご尽力、ご協力賜りました議会の皆さん、そして、議会事務局の皆さん、関係各位に心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、平成30年6月定例会におきます議会広報特別委員会の委員長報告を行います。なお、議会広報特別委員会というのは、ある意味編集会議でもございますので、他の委員長さんの報告とは若干様式が異なりますので、ご了承願いたいと思います。

まず、発行に当たりまして、この議会広報紙は、当議会におきましては随分前から発行ということについて議論が交わされてきたわけでございますけれども、一部の議員から時期尚早である、また、費用対効果で割に合わない、あるいは、これ以上仕事を増やさないでほしいなどの意見が出る中、今年の1月25日に竜王町議会の広報委員会に全議員で視察に伺い、そこで委員長を筆頭に各委員が手分けして作業に当たり、町民さんにも好評である旨のお話を伺いました。

その後、行いました全体協議会の中で、全会一致を見てこの広報紙がつくられることになったことは、非常に意義深いことであるというふうに思います。

平成30年3月定例会におきまして、新たに議会広報特別委員会が発足いたしました。日野町議会として初めての議会広報紙発行に向けて、ようやく動き出すことができました。

続きまして、3月26日に彦根市にて開催されました滋賀県町村議長会主催の議会広報紙研修に、議会広報特別委員会全員で参加をさせていただきました。広報紙発行のノウハウなどに触れることができました。

その後、4月16日に創刊号発行までの流れと大まかな紙面構成、そして各記事の編集担当者などを決め、以後、4月25日、5月9日にも広報委員会を開き、編集会議と編集作業に当たらせていただきました。

また、5月14日に初めて印刷業者さんと折衝を持ちまして、その後は業者と打ち合わせをしながら作業を進めることになりました。

5月16日、24日、そして、これは6月定例会の開会日にも重なっておりますが6月1日、そして6月4日、6月6日と編集会議と編集作業を行いまして、6月6日の編集会議にてようやく校了を迎えることができ、無事に6月15日に日野町議会の広報紙、議会だよりの創刊号を発行することができました。

現在、8月15日に第2号を発行する予定でして、これに向けて取り組んでいるところでございます。

以上をもちまして議会広報特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を打ち切りたいと思います。

次に、議第46号から議第52号まで、（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか6件）および請願第16号（主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願）についてを一括議題とし、討論に入ります。

討論はありませんか。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

その前に少し述べておきたいと思います。

前3月議会におきまして、この請願に賛成する立場の討論をした議員を、憶測での発言と批判する発言が今議会冒頭にありましたが、委員会において、紹介議員である私が聞いた委員の発言であり、憶測の発言ではないことをまず言わせていただきたいと思います。

さて、前議会の討論は、消費者の立場での危機感を主に発言されましたが、今回は、安全・安心な近江日野米を1.7ヘクタール近く栽培しております私一農家として討論をしたいと思います。

まず、委員長報告にもありましたように、主要農作物種子法廃止後の滋賀県における種子生産の取り組みについての説明がありましたが、やはりこれは要綱であり、地方自治体が住民の生活を守るために、新潟県のように種子条例を制定することが必要だと考えます。要綱は、内部機関の内規であり、法規としての性質を持たないものであります。条例化すべきと申し上げましたが、状況を見ていこうということでありました。

また、安全性など種苗法が既定されているし、県で農業を行っている者は今までと何ら変わらないという発言がありましたが、この種苗法はユポフ条約のもとで、新品種の育成者の権利を守るための法律であって、行政の責任や種の生産の義務は規定されていないのであり、申し添えておきたいと思います。

さて、種は少し前までは農家自らが採取し、また、農家同士で交換などしてきましたから、それは農家のものであり、コミュニティのものとも考えられていました。その上、国や自治体の公共機関でも種はつくられ、活用されてきたところでありま

す。

しかし、種を開発した欧米先進国の企業は、種は工業製品と同じように、開発した企業の独占的な所有権を持てるよう取り組みが始まり、種子開発の権利を定めた国際条約がつけられました。これがユポフ条約であります。

その直後、米国の遺伝子組み換え生命体の特許が認められ、ここで登場してくるのがモンサント法であります。市場に向けて農業を行うには、登録された種の購入が必要とされ、自分たちの種を使った農業ができなくなり、種子企業から毎回買わなければならなくなりました。こうした中で、TPP協定の18条7項では、このユポフ条約の批准をTPPの参加国に義務づけているのであります。

こうしたことから、米生産者にも消費者にも恩恵をもたらしてきた主要農作物種子法が廃止されたきっかけは、TPP協定かもしれません。大切な種子が支配される時代になるようであります。

私たちに恩恵をもたらしてくれた種子法は、こんな成果が上げられております。

種子の計画のもと種が足らなくなることはなく、しかも安定した価格で供給されてきました。地域に合った品種が開発され、不作を食いとめています。多様な品種が維持されてきました。300種以上の品種が全国で栽培されています。種もみは国内で完全自給ができています。種子法は、米、麦、大豆を対象にしておりますけれども、野菜の種は民間企業がほとんどで、ほぼ多国籍企業に独占されていくと言われております。9割は国外生産とされ、価格も上がる一方であります。

そんな中、突如決められた日本の主要農作物種子法廃止があります。

2016年10月6日、農業ワーキンググループで主要農作物種子法廃止が打ち出されました。2017年2月10日、主要農作物種子法廃止が閣議決定されました。2017年3月23日、衆議院農林水産委員会で可決されました。2017年3月28日、本会議で可決されました。2017年4月13日、参議院農林水産委員会で可決されました。2017年4月14日、本会議で可決されました。2017年4月21日、主要農作物種子法廃止法が公布されたのであります。わずか衆参両院で15分ずつの審議であったとされております。

この種子法廃止の理由は、現在の種子法が、民間企業の投資意欲を阻害しているということだけでありました。しかしながら、2007年には、農林水産省は逆のことを言っております。つまり、種子制度は民間企業の参入の妨げになっていないと国会で答弁されています。

種子法廃止によって今後危惧されていることは、種が足りなくなるのではないかと、規模の小さな地方の品種は捨てられる、種の値段が大幅に上昇する、公共品種のコシヒカリなど、種もみは1キロ400円から600円ですが、民間企業の種子価格は5倍から10倍高いと言われ、1キロ5,000円はしているということであります。農

業試験場などが縮小され、知的財産も失われ、人的資産も多国籍企業に移行するのではないかと、種とり農家が種とりを続けられなくなる、規模の小さな地方の品種は捨てられる、このままでは日本のお米が食べられなくなるのではないかと、日本のお米が消えるのではないかと、大変な状況であります。

こうした中、種子法廃止を懸念する地方議会の意見書を受理した数は60件を超え、首都圏の都市も多く含まれているとされています。また、都道府県においても、条例制定で種子の安定供給を維持するとした4道県、新たな取り組みおよび施設も大型化するが1県、当県のように供給体制の維持が17県、ほか3県となっています。世界各地で種を守る運動が広がっています。シードバンクは世界の各地で広がっているとされています。

今後の私たちの農業、食、社会、環境や安全な未来を守ることに、種の公共性と多様性を守ることが大切であると考えます。そのため、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求めるのであります。多数のご賛同をお願いし、私の請願に対する賛成討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、私からは、産業建設常任委員会の委員長報告に賛成する立場からの討論をさせていただきたいと思っております。

まず、今、ここで問題になっております主要農作物種子法について簡単にご説明させていただきますと、戦後の食料危機の中で、混乱期の中で、何とか日本がしっかりと国民が食べるだけの米、麦、大豆、こういったものが供給できるようにとの思いから、1952年に発行された法律でございます。この法律には、当時の日本国政府の二度と国民を飢えさせない、こういう強いメッセージが込められております。非常に尊い法律であるというふうに私も思っております。私も約2ヘクタールのお米をつくらせていただいている一農家としても、この種子法の今までの働きを非常に感謝とともにありがたく受けとめている1人でございます。

ですが、今現在、この食料の供給、特にお米の供給につきましては、どのような状況にあるかといいますと、どちらかというところ、いかにして消費を増やしていくか、こういうことを考えなければいけない、こういう時代を迎えてきております。

先ほどの反対討論の中にも、安全性という言葉が幾度となく出てまいりました。また、この種子法について語られる中で、安全性、こういう言葉が何度も出てきます。外国から遺伝子組み換えのそういった種子が入ってきたらどうするのか、こういう声もよくお聞きしますが、ところが、この主要農作物種子法というものは、あくまで供給についてうたわれている法でございます。この種子法のもとで、国や県が主導的に品種の改良であるとか、あるいはお米につきましては、県が奨励米とい

うのを規定いたしまして、これをこぞって農家の方もご自分の田んぼでつくられるわけでございます。

ですが、この中で行われている検査というのは、安全性の検査ではございません。発芽率などの検査でありまして、これは安全性とはまた別の検査でございます。県などが指定しております奨励米というのは、もちろん悪いものではございませんけれども、ただ、これがあるばかりに、一般の企業が開発された民間のお米というのは、なかなか多くの農家で扱ってもらえません。その結果、業務米という名前でファミレスのご飯であるとかコンビニのおにぎり、コンビニ弁当、こういったものとして流通し、しかもかなりお安い価格で流通しているようです。これがデフレと申しますか、米価の下落の一因となっていることも周知の事実でございます。

このような中、本年の4月1日に主要農作物種子法は廃止をされたわけでございますけれども、多くの農家とか多くの団体の声を聞いて、当滋賀県におきましては、滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱というものが同日付で施行されました。

これにつきましては、産業建設常任委員会の中で農林課さんからのご説明にもございましたが、ほぼ種子法の内容を踏襲した、そういう要綱でございます。拘束力はないかもしれませんが、種子法が担っていた部分はこれが全て担っているわけでございます。

このような中であって、種子法にかわる新たな法律をという、こういう請願が出ておりますけれども、当面はこのような動きになっているわけでございますので、この要綱がどのように働き、どのような効果が生まれるのか。今までの種子法と変わらない効果が生まれるのであれば、それはそれでいいことだと私は思いますし、もしそれで事足りないのであれば、その時点でまた考えればいいことではないかというふうに思います。

よって、今、4月1日から施行されております滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱、こういったものが滋賀県から出てきておりますので、私は産業建設常任委員会の委員長報告に賛成いたしまして、この主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願、これに対しては反対の討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、私の方から主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願について、産業建設常任委員長報告は賛成多数での不採択とされたとの報告であります。私は、委員長報告の請願不採択に反対し、請願に対し賛成の立場で討論を行います。

これまで、種子法のもとで種子生産にかかわる経費は、公的支援の地方交付税により種子の安定供給が維持できていました。日本人の主食とされています米は、100パーセント自主供給して、消費者に安全に安定的に供給されてきました。

しかしながら、政府は、この制度は民間企業の種子事業への開発意欲を阻害しているとして、種子の安定供給を都道府県に義務づけてきた種子法が3月末に廃止されました。

民間企業の参入を促進することを目的としています。これはTPP条項に批准するための種子法廃止と考えられます。要するに、政府は公的種子の安い種子をなくし、高い種子を企業から買わせたい、民間が参入しやすい環境にすることが狙いであり、アメリカの特定企業のためにやっているとした考えられません。

農業競争力強化支援法8条4項には、これまで日本が蓄積してきた米等の原種、原原種、優良品種の知見を全て民間に提供することとしています。この知見を全て民間に提供することというのは、これは、これまで蓄積した技術のノウハウを全て多国籍企業の大手企業に提供しなさいということでもあります。

2018年度は全都道府県が種子関連事業をおおむね維持し、安定供給の体制を持続する、継続する方針ということではありますが、国からの公的支援はいつまで続くか保証はありません。

滋賀県は新たに県独自の要綱を制定し、原種の保管など、これまでの取り組みを継続する方針を明らかにしましたが、新しくできる民間からの依頼品種について審査の実施を検討される奨励品種の決定調査検討会が、どこまで機能するかが懸念されます。滋賀県内で生産されています米の89パーセントは、種子法に基づき農協を通じて提供される種子を使用しており、生産者から種子の安定供給や価格に影響が出ることを懸念されています。兵庫県、新潟県では、県独自の安定供給を継続するための条例の制定をされました。滋賀県も、要綱でなく条例化を求めるものであります。

この問題は、生産者の農家だけでなく、消費者の私たちにも大きく関係してまいります。日本の農業、日本の食文化の根幹にかかわる重大な問題であります。中でも米は、自給米として食の安全が保たれてきましたが、学校給食の地産地消もできなくなるだろう、いずれ日本は、遺伝子組みかえの米を食べなくてはならないことになるだろうと言われてしています。種を制する者は食料を制する、種を制する者は世界を制するとも言われています。世界の多国籍企業が種を支配しようとしています。みんなが健康に暮らせるように、公共種子保護法という公共品種を守り、農業を守る法律をつくるべきであります。

日本の食文化の米を企業のビジネスのもうける手段としてはなりません。日本の米の品種は固定品種で、約300の栽培品種がありますが、民間企業が参入しますと、

既に野菜等は1代品種の1代目は生育が早く、同じ形になる雄性不稔種子と言われるF1種子が多く使われることとなります。民間企業はもうかる品種しか販売しなくなり、伝統の品種はなくし、数種の種子にしようとするのが狙いです。

この請願は、農業従事者のわらをもすがの思いで提出されている請願であります。町民を代表する地方議員として、その思いを真摯に受けとめるべきと私は思います。断固としてとめなくてはなりません。国が守らなくてはならないのに、農林水産省はどのように考えているのでしょうか。とにかく早急に守る法律が必要であります。

以上のことを踏まえ、これまでの都道府県の種子生産の取り組みが後退することのないよう、国の予算措置等の継続確保のお願いをするものであります。また、地域の共通財産であります種子を民間企業に委ねることのないように、対策を講じることを強く求めます。

以上、議員各位の種子法に係る諸事情をご理解いただきまして、請願に対するご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。委員長報告の請願不採択に対する反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第46号から議第52号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか6件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第46号から議第52号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか6件）については、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第46号から議第52号まで（八日市布引ライフ組合規約の変更についてほか6件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律を

つくることを求める請願について、原案に対し採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 少 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第16号、主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願については、不採択と決しました。

日程第3、議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対する付帯決議についてを議題といたします。

付帯決議案の内容については、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） 議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対する付帯決議案につきまして、決議案の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対して、次の付帯決議をつける。

1、本補正予算のうち債務負担行為の執行に当たっては、西大路地区定住宅地整備事業に係る一般財源での投資理由について日野町全域からの理解を得られるよう、日野町全体の定住・移住促進ビジョンを策定し、その中で本事業の役割を明確にして投資の必要性を示すこと。

2、地元や土地所有者の意向を踏まえて、日野町議会が平成28年12月22日に全会一致で可決した「平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議」の内容を1のビジョンの中に位置づけて履行すること。

3、本補正予算のうち債務負担行為の執行に関し、滋賀県土地開発公社との契約の締結の際には、事前に日野町議会に契約内容を説明すること。

以上、決議する。

平成30年6月25日。滋賀県蒲生郡日野町議会。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 私の方から、まずは18日予算特別委員会で継続審査でありましたが、今日、2回目の予算特別委員会では、再審査の結果、全員賛成となりました。議会として、議員各人の今回の議案に対する重要性を理解され、賢明な判断をされたことに安堵しているところでございます。

しかしながら、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対する予算特別委員会付帯決議案が提出されましたので、私はこの付帯決議案に対して反対の立場で討論いたします。

提案内容の1つ目につきましては、この西大路地区定住整備事業は、日野町における地方創生の総合戦略の中で、人口減少対策の一環として進めようとするものであります。これまでも議会の中で説明されてきた事業でありますことから、投資の必要性は認められるものであります。

今日、また予算特別委員会の債務負担行為について説明をされたことから、町の負担について、町民の皆さんの理解をいただけるものと考えます。

県土地開発公社が、平成30年度から平成35年度の間に債務する最高限度額が1億7,681万5,000円で、町はこの債務を保証するものであり、町の負担は町道等の、そして上下水道等の負担の分の約6,800万円であり、理解できるものであります。

2つ目に、平成28年12月22日の議会の決議を履行することということでもあります。平和堂の跡地の活用には、日野町全体の町民の思いの中で議論を重ね、協議を進めていくという町の姿勢が示されていますことから、ここで付帯決議に提案されることは理解できません。

3つ目には、県土地開発公社との契約の締結の際には、議会に契約の内容を説明することとされています。行政には執行権があり、議会には審査権があるわけですが、余りにも議会が介入すると、公社との協議に支障を来すことはないかと懸念いたします。行政から報告説明されることは、これまでも実施されていることで、当然のことでもありますことから、あえて付帯決議に提案される必要はないと考えます。通常の定例議会の中で報告説明を受け、要望を審議されるものと考えます。

以上、予算特別委員会の付帯決議案に対する反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、私からは議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対する予算特別委員会付帯決議案、これに対して賛成の立場から

討論をさせていただきます。

まず、先ほどご紹介いただいた決議案のうちの1つ目でございますけれども、この西大路の宅地開発につきましては、名称にも定住宅地と書いてございますように、人口減少問題の対策として考えられた整備事業の一環であることは、もう疑いのない事実でございます。であるとするならば、これは西大路地区だけの問題ではないと私は思っております。

もちろんこの西大路の宅地開発に対しては大賛成でございますし、多分この議会におられる議員さん全てがこれは賛成してらっしゃることであると私も思っております。それよりか、むしろ13日の質疑の中で堀江議員がおっしゃっていたように、B1地区のみならず全地区で開発すべきですし、もっと早くから着手してもよかつたのではないかと、そういうふうに思っております。

ですが、この西大路地区だけで全てが生活の上で完結するかというと、現状ではそうはいかないというふうに私は思います。例えば、病院に行こうと思いますと、西大路地区の外に出ないといけませんし、お買い物でもスーパーが西大路地区にあるかという、そういうわけでもございません。ですから、定住宅地または人口減少問題に対する整備事業を行うのであれば、日野町全体のビジョンを持って、その中で西大路地区の役割というのを考えた上で宅地開発を行うべきというふうに思います。

そういう中で、この1つ目の部分、「定住・移住促進ビジョンを作成し」というところは、非常に的を得た私は文面であるというふうに思っております。

そして、2つ目でございますけれども、平和堂日野店閉店後の跡地対策を求める決議、これがおととしの12月、平成28年の12月に当議会からも全会一致で可決されておりますが、それと同時に、その前に地元住民さんからも同様の要望が出されております。町長にもお届けさせていただいております。これをご承知の上で、ちょっと私の手元でございますのは、今日の午前中配付された資料でございますけれども、藤澤町長から、滋賀県土地開発公社の理事長さんに宛てて書かれております日野町西大路地区住宅地整備事業に関する業務支援についての依頼書でございますけれども、この中にも、平成30年3月5日に西大路地区自治会から日野町長に対して、町が主体となって宅地整備に取り組んでほしいとの要望書が提出されましたと、このように記載してございます。

このように、地元の住民さんからの要望がしっかりと記載されておまして、これを念頭に、このように依頼書が書かれているのでありましたら、おととしの12月に住民要望として出された平和堂日野店跡地の活用、これに対する要望書についても、もっと真剣にしっかりと、前向きに向き合っていただきたい、こういうふうに思います。ですから、付帯決議案にこれを盛り込むことというのは大賛成でありま

す。

3つ目でございますけれども、滋賀県土地開発公社との契約の締結の際には、事前に日野町議会に契約内容を説明すること、これは当然のことであります。私ども議会というのは、議決機関でもございますけれども、行政執行側へのチェック機能を託された機関でもございます。このような中で、これから1億7,681万5,000円という非常に大きな債務負担行為を行おうという中で、まず詳細な説明、契約内容というのは後回しにしてとにかく可決しろ、これはちょっとむちゃなんじゃないかと思えます。当たり前ですけれども、しっかりした契約内容の詳細説明があって、それで初めて審議ができるわけですし、審議の内容も明らかでないうちに何を審議したらいいのか、こういうことになってしまいます。

以上のことをもちまして、私はこの付帯決議案、これをつけ加えることに対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対する付帯決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 多 数 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、決議第52号、平成30年度日野町一般会計補正予算（第1号）に対する付帯決議については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣表一覧表により議員派遣をいたしたいと思えます。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果報告を議長までお願いいたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査および調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表により、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をするこ

とにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、人口減少対策特別委員会、地域経済対策特別委員会および広報議会特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置いたします。閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

山々の木々が深緑に輝く夏らしい風景が広がる時期となってまいりました。これから一層暑さが厳しくなるのではないかと、このように思っております。

さて、6月18日に発生をいたしました大阪北部地震におきましては、5人の方がお亡くなりになるという大変な被害が出ておまして、亡くなられた皆さんはもとより、被害を受けられた皆さんに心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、議員各位におかれましては、1日の開会日以降、今議会に提案いたしました案件に関しまして、全議案可決決定をいただき、まことにありがとうございます。特に副町長の選任につきましては、懸案事項でありましたことから、ご同意いただいたことに深く感謝を申し上げます。

一般質問や各委員会においてお聞かせいただきました貴重なご意見やご提案は、心して今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えております。

なお、平和堂跡地についてでございますが、大変感心の強いところでございまして、町としての現時点の考え方については、再三にわたりお話をしたところでございますが、今後、総合計画懇話会委員を中心に、地元の方も含め跡地利用の検討会を設け、議論をしてまいりたいと考えております。

これから7月に入るわけでございますが、7月5日には東桜谷地区の行政懇談会をはじめとして、各地区行政懇談会に臨んでまいります。区長さん方と話し合いをする中で、行政としての役割と責任を果たし、住民と行政の間で住みよいまちづくりを進めるための議論の場としてまいりたいと考えております。

また、7月1日には日野町消防団ポンプ操法訓練大会が日野川ダムグラウンドにおいて行われます。早朝からの訓練によりそれぞれのチームが練習を重ね、臨んで

くれることを楽しみにいたしておるところでございます。この後、8月5日には県のポンプ操法大会が開催されるということで、これの優勝に向けても努力をいただいているところでございます。

さて、8月4日土曜日は、夏の恒例行事でございます氏郷まつり夏の陣2018の開催を予定しております。日野町イベント実行委員会の皆さんの格別のご尽力と企業や団体の皆さんのご協力によりまして、町民の皆さんに夏の日の楽しいひとときを過ごしていただけるものと期待をいたしております。

そのほかにも各地域や団体においてさまざまな催しが計画されているところでございます。議員各位をはじめ町民の皆さんの格別のご支援、ご協力ならびに参加をお願い申し上げる次第でございます。

これから毎日暑い日が続くと思われませんが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただきまして、それぞれの活動にご精励をいただきますとともに、各方面でご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る6月1日から本日まで、諸案件の審議ならびに調査研究に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

今年も梅雨に入り、台風や梅雨前線の影響で局地的な大雨に見舞われることもあろうかと思えます。日野町では比較的穏やかな日々が続いておりますが、これから梅雨季が明けますと、暑さもますます厳しくなっております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をされ、議員活動にそれぞれの立場でご精励されますことを心からご祈念申し上げたいと存じます。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、平成30年第3回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

一閉会 16時36分一

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 中西 佳子

署名議員 齋藤 光弘